

7. コープの産直・コープの産地指定（グリーン・プログラム含む）、まるごと産直

7-1. コープの産直（青果・米分野）

(1) 「コープの産直（グリーン・プログラム含む）」商品は

青果・米分野において「コープで扱う商品5つの願い（より安全、より安く、環境に配慮、正しい情報・適正表示、組合員参加）」を具体化する取り組みとして多くの組合員から支持されてきました。中でも「グリーン・プログラム」は環境に配慮したコープの「エコロジープログラム」として規格基準・表示などの分野で先進的な取り組みが行われてきました。

(2) 「農産物品質保証システム」と「生産と消費を結ぶコミュニケーション」の推進

BSE・産地偽装事件などを通じて浮き彫りにされた「食の安全性と信頼の問題点」は、

- ① 食と農の距離が広がってきていること
- ② 情報のギャップが問題となったこと
- ③ 法令順守や倫理上の姿勢が問われていること、にありました。

安全な食料を安定して確保するためには、食料生産が継続して行われるよう、農業（農水畜産業）が持続可能な産業であることが重要です。そのために、コープは生産者・組合員とともに「生産」「消費」についての知識と理解を広げ、農業の維持・発展に貢献する「産直」の取り組みを推進します。また、生産地、生産者、生産・流通方法を明確にして食味を含め保証すべき品質についてシステムで確立し運用することを重視します。

私たち生協は、2006年施行の「ポジティブリスト制」の制定など食品安全行政に大きな役割をはたしてきました。この法律の制定で全ての農薬に国の管理基準が設定されるようになり、2000年から全国の生協で行われた「食品の安全を求める国会請願運動」が実を結んだものです。

欧米の小売業では農産物の分野においてGAP（適正農業規範）やHACCPなどを活用した契約栽培を行っています。日本でも、GAPの手法を用いた農業生産の管理・認証システムが始まり、JAなどによる記帳運動がすすめられ、IT技術を活用した生産履歴情報公開の取り組みも広がっています。

時代の変化をふまえ、組合員と生産者がともにそれぞれの役割を相互に理解しあい、協調してトレーサビリティや品質向上のための「品質保証システム」の確立が不可欠です。

(3) 「コープの産直」 5つの原則

品質・価格・数量の安定をめざす5つの原則

- ① 組合員の多様な参加のある運営をします。
 - ② 生産地、生産者、生産・流通方法を明確にします。
 - ③ 生産から流通まで保証すべき品質について品質保証システムを確立し、鮮度・食味の維持・改善に努力します。
 - ④ 生産者との関係は、自立・対等を基礎としたパートナーシップです。おすすめします。
 - a. 産直は生産者と組合員間における双方向コミュニケーションを重視します。
 - b. 産地交流はリスクコミュニケーションの場です。
 - ⑤ 持続可能で環境に配慮した生産・流通をおすすめします。

必要に応じ組合員との相互理解の上で、規格外品や不揃い品でも提供方法を工夫し扱います。
- 「コープの産直（輸入品）」は、GLOBALGAPなどの「適正農業規範」の取り組みを行います。発展途上国におけるコープの産直の取り組みでは「SA8000」など、倫理的規範の取り組みも追求します。

(4) 「グリーン・プログラム」

「コープの産直」5つの原則にさらに農業の自然循環機能の維持を図るため、化学合成された農薬及び肥料の使用を低減する「農林水産省の特別栽培農産物の生産基準と同等の考え方で栽培されている農産物」です。

コープと生産者との二者で認証し環境に配慮した栽培をめざします。

- 「JAS法の有機栽培農産物の生産基準」で栽培されているグリーン・プログラム青果物は「グリーン・プログラム有機栽培」と表示します。
- 各都道府県の知事の出している基準に基づきます。基準がない場合、近隣の都道府県やJA経済連の意見基準を参考に決定します。
- 「グリーン・プログラム（輸入品）」は、国外に特別栽培の概念がないことから「JAS法の有機栽培農産物の生産基準」の認証取得を前提とします。
- 「グリーン・プログラム（輸入品）」は、GLOBALGAPなどの「適正農業規範」の取り組みを行います。発展途上国におけるグリーン・プログラムの取り組みでは「SA8000」など、倫理的規範の取り組みも追求します。
- 「グリーン・プログラム有機栽培（輸入品）」に、くん蒸処理がされた場合は「グリーン・プログラム」と表示します。

(5) コープの産直（グリーン・プログラム含む）の「品質保証システム」

- ① 規格・規準は生産者とコープが協同して検討し、決定します。
- ② 「生産と流通のプロセス」をコープが管理します。
- ③ 生協と生産者が評価しあい改善をはかり品質を高めます。
- ④ 「基礎となるシステム（農産物品質保証システム、産直統一管理フォーマット等）」については全国の生協で共有をすすめます。
- ⑤ 「コープの産直（グリーン・プログラム含む）」はトレーサビリティと生産履歴情報公開をすすめます。

- 「コープの産直（グリーン・プログラム含む）」商品は、ユーコープ商品検査センターなどによるサーベイランスを実施しています。
- コープの産直のお米については、「コープの指定産地米」と呼びます。

参考資料

2005 コープの農産事業における商品政策強化方針（案）

「コープの産直（グリーン・プログラム含む）」政策を中心にして ユーコープ理事会資料

7-2. コープの産地指定（精肉・鮮魚分野）

(1) 「コープの産地指定（グリーン・プログラム含む）」商品は

精肉・鮮魚分野において、旧来の「協同組合間提携・産地提携品・産地指定品」をベースにしながら「コープで扱う商品5つの願い」をかなえるために「組合員と生産者の顔の見える関係」「出どころ確か」「安全で品質がよく」「生産者との協力・共同（交流）」「品目・数量・規格、品質、取り扱い期間などについて約束して取引している産地」を掲げて取り組んできました。

また、鮮魚分野の「グリーン・プログラム」は、青果・米分野の「グリーン・プログラム」とともに、環境に配慮したコープの「エコロジープログラム」の一環として規格基準・表示などの分野で先進的な取り組みを実践してきました。

これまでの取り組みの歴史と私たちを取り巻く環境の変化を踏まえ、従来の精肉・鮮魚分野を「コープの産地指定」として整理し、「コープの産直」と並ぶ位置付けを明確にします。

(2) 「コープの産地指定」はこれまでの取り組みを更にすすめ、「コープの産直」とともに「品質保証システム構築」と「生産と消費を結ぶコミュニケーションの推進」を実現するため、5つの原則を共有します。

(3) 「コープの産地指定」5つの原則

品質・価格・数量の安定をめざす5つの原則

- ① 組合員の多様な参加のある運営をします。
- ② 生産地、生産者、生産・流通方法を明確にします。
- ③ 生産から流通まで保証すべき品質について品質保証システムを確立し、鮮度・食味の維持・改善に努力します。
- ④ 生産者との関係は、自立・対等を基礎としたパートナーシップですすすめます。
- ⑤ 持続可能で環境に配慮した生産・流通をすすめます。

必要に応じ組合員との相互理解の上で、規格外品や余剰部位なども提供方法を工夫し扱います。

(4) 「グリーン・プログラム」

「コープの産地指定」5つの原則に、さらに商品分野別に基準を設定します。生鮮分野品（精肉・鮮魚、及びそれらを仕込原料の50%以上（食塩および水を除く）使用した加工食品を含む）は、動物用医薬品・飼料添加物の使用条件に合致したものとし、環境に配慮します。

- a. 動物用医薬品の使用については、次の通りとします。
 - ・抗生物質・合成抗菌剤は、病気の治療目的にのみ使用し、病気の予防には使用しません。
 - ・病気の予防のためのワクチンの接種は可とします。(ワクチン製剤に、ワクチンの品質保持の目的で抗生物質・合成抗菌剤が添加されている場合がありますが、これは可とします。)
 - ・成長促進剤は天然・合成を問わず使用しません。
- b. 飼料添加物については、抗菌性物質(抗生物質・合成抗菌剤)を使用しません。但し、牛(搾乳牛を含む)、豚については、抵抗力が弱い哺乳期・育成期に限り使用可とします。

(5) コープの産地指定(グリーン・プログラム含む)の「品質保証システム」

- ① 規格・規準は生産者とコープが協同して検討し、決定します。
 - ② 「生産と流通のプロセス」をコープが管理します。
 - ③ 原料及び商品仕様は「コープの産地指定仕様書」「コープ商品仕様書」で適切に管理し、また、継続的に改善します。
 - ④ 「コープの産地指定(グリーン・プログラム含む)」はトレーサビリティと生産履歴情報公開をすすめます。
- 「コープの産地指定(グリーン・プログラム含む)」商品は、ユーコープ商品検査センターなどによるサーベイランスを実施しています。

7-3. まるごと産直

コープと産直生産団体（生産組合・農協等）が組織単位で、「まるごと産直」の取り組みの協定を行うことで、コープとのつながりを更に深め、お互いに課題設定に携わり合意の上で数値目標を持って、取り組みをすすめます。

- (1) 「コープだから出来ること」の先進事例（物流コンテナ・契約生産・農産物の品種・規格等階級の見直し・コスト改善）を産直産地、組合員、コープでつくりだします。
- (2) 生産計画にコープが主体的に関わり、栽培情報や市場相場などのリスクに対して双方で対等な関係として対処します。
- (3) 産直産地との先進的な取り組みを明確化して、双方にとっての位置づけを深めます。
- (4) 年間安定供給や相対的な価格の安さに取り組むことで、組合員へのお役立ちとして利用を高めることができます。

背景

- (1) 「コープの産直商品」は「コープで扱う商品5つの願い（より安全、より安く、環境に配慮、正しい情報・適正表示、組合員参加）」を具体化する取り組みとして多くの組合員から支持されてきました。
- (2) また、コープの産直事業は30数年にもおよび、「品質・価格・数量」の安定をめざす「コープの産直」5つの原則（組合員参加、出どころ確か、品質保証、パートナーシップ、持続可能で環境配慮）で、生産者と組合員が結びつきを深めながら育まれてきました。
- (3) しかし、農業を取り巻く政策・環境変化の中で「産直の意義・定義の見直し」、「産直の可視化」、「将来を見据えた産直産地の再編」など、「コープの産直」も課題があります。
- (4) 2009年度に青果物の分野で「産直協議会」を立ち上げ、産直産地が抱える課題やコープへの要望などについてコミュニケーションを強化し、新たな取り組み「産地確認会」を行い、生産者・組合員・コープで農産物品質保証システムの運用確認を行うことで、「コープの産直」への信頼感を形成しています。しかし、この取り組みだけでは、産直の課題は解決しきれていないことは双方の共通認識となっています。
- (5) 産直産地の中核となる生産団体等とのつながりを深めながら、コープの産直を更に強めるひとつの手段として、新たな取り組み「まるごと産直」を青果物の分野ですすめ、組合員からの支持を高めます。